

論文審査の要旨及び担当者

論文題名

近世蝦夷地在地社会の研究

論文審査の要旨

本学位申請論文（以下、本論文と略す）を書き記した谷本晃久氏は、近世北方史研究・蝦夷地研究を大きく進展させてきた研究者である。本論文では、近世蝦夷地の在地社会を、「虐げられたアイヌと、民族的蔑視に基づき恣意的横暴を伴った収奪を繰り返す和人資本、といったステロタイプな構図」（294頁）ではなく、（そのような側面があったことには十二分に留意しつつ）固有の文化や秩序を維持・発展させたアイヌや種々の和人ら「必ずしも利害を同じうしない」（295頁）諸集団によって構成された社会として捉える。そのうえで、その実態と変遷を幕府の蝦夷地政策・対外政策などとも関連させながら、多角的かつ具体的に描き出している。

本論文の最大の特長は、幕府の蝦夷地政策や対外政策といった政治史・対外関係史的な視点を持ちつつ、近世蝦夷地在地社会の実態を、さまざまな一次史料を用いて精緻に究明している点にある。アイヌが文字史料を残さなかったため、近世蝦夷地在地社会の研究には、文献史料の量的不足という問題が存在した。そのため、従来研究の蓄積が充分にはなされていなかった。しかし、学位申請者は、国内だけではなく国外の史料館や文書館などにも積極的に史料調査に赴き、種々の関係史料（和人側の史料など）を見つけ出すことに成功している。

さらに、それらの史料を正確に読解し、組み合わせるだけではなく、そこに政治史・対外関係史的な側面なども含みこみ考察することによって、近世蝦夷地在地社会の実態をこれまでにない高いレベルで具体的かつ動的に描き出している。学位申請者によって、研究素材化されたさまざまな史料（史料群）は、今後の研究基盤となるものでもあり、近世北方史研究・蝦夷地研究を大きく進展させた大変貴重な成果といえる。

以下、各部・各章の内容を簡潔にまとめる。まず、序章では、先行研究整理と課題設定を行う。つづく第Ⅰ部「近世蝦夷地の捉え方」は、総論や研究史整理、テーマ論的な論文が中心であり、近世蝦夷地在地社会を考えるために必要な「視座を示した」（9頁）部となっている。

第1章「近世の蝦夷」は、近世の蝦夷に関する通史となっている。近世の蝦夷の特質とその変遷を、「松前藩の成立」や「場所請負制の成立と展開」など、いくつかの画期を設定しながら、国家史的観点も含めつつ論じている。種々の興味深い論点・課題が提示されているが、その中でも、寛政元（1789）年のクナシリ・メナシの戦いと、それにつづくロシア使節・イギリス軍艦の来航などを契機に、幕府が択捉島とサハリン島南部を「異国境」とし、その中の地を「国土に准ずる地」（41頁）としての「蝦夷地」、すなわち「幕藩制国家の内なる異域」（24頁）

と認識するようになったことなどを総合的に論じた点は、とくに重要であろう。

第2章「近世の“アイヌ史”研究管見」は、アイヌの歴史に関する研究史整理となる。近年の研究によって、アイヌ文化の成長やアイヌの自立性などが具体的に明らかになっており、それらを通じて、和人に搾取されるアイヌといった側面に留まらない、「大きな政治的社会的制約と経済的搾取を前提としつつも、その構造のなかで紡ぎ上げられてきた多彩で豊かなアイヌ社会」(57頁)が描き出されていることなどを指摘する。また、和文・欧文・漢文・満文史料など、複数の言語にまたがる史料論についての研究史整理と課題の提示も行う。

第3章「「国家」史的観点からみた近世アイヌ社会」は、五味文彦ら編『新体系日本史1 国家史』(山川出版社、2006年)に収録された論文で、「近世アイヌ社会が「国家」を形成しなかったことを述べよ」(69頁)という编者らからの要請に応えたものである。

まず、前近代の東アジア世界の「国家」について、それを規定することは難しいとしつつ、ここでは「統一政権(宮廷)と領域の存在と、対外的認知とをもってそれを規定」(69頁)すると述べる。そのうえで、幕府・清・ロシアいずれもアイヌ社会を「国家」とは認識していなかったことを論じ、「国家」を形成しなかったアイヌ社会の特徴は、「和製品を不可欠とした構造を有しつつ、言語・文化の共通性を反映した複数の比較的広範囲のゆるやかな自立的政治主体を形成し得る」(74・75頁)点にあったと述べる。

第4章「近世アイヌ史、を取り巻く国際的環境」は、近世アイヌ社会を、東アジアの国際環境から捉える方法を考察する。具体的には、現存している史料の中では最古の部類と考えられる和人が書き記した文化(1804~18)年間初期のアイヌとの交易帳簿やクナシリ・メナシの戦いについてのロシア側の記録などがサンクトペテルブルクに現存していることを指摘し、国内だけではなく国外も含めて史料論的な広がり意識していく必要性を説く。そのうえで、日露関係の変遷が日本の蝦夷地支配やアイヌ社会の生産形態に及ぼした影響などを論ずる。

第5章「北の「異国境」」は、①ロシアの東方進出など、国際的環境の変化の中で、幕府によって、択捉島など「異国境」が設定され、「蝦夷地」が「異国境」の内の土地として認識されるようになったこと、②そしてそれが幕府による蝦夷地の直轄支配(松前藩の転封)という幕府対外政策の大きな変化をもたらす要因になったこと、③「異国境」認識に関しては、クナシリ・メナシの戦いの後に、蝦夷地統治に関する善後策を求められた松前藩が幕府に提出した「蝦夷地改正」という書付が重要であること、④この書付の中では、「異国境」とその先に存在する「外国」(ロシアや清など)がつよく認識され、その存在を意識した統治のあり様が描かれていること、⑤したがって、この書付は早期の「異国境」の認識を示すものであり、蝦夷地直轄化という幕府の対外政策の大きな転換点の端緒として評価すべきものであることなどを詳述する。

そのうえで、この幕府の「異国境」認識およびロシアの東方進出、清国の動向などによって、アイヌがこれらの国家に直接編成されていくこと、その中でそれまで有していた中継交易の担い手としての姿を失っていくことなどを論ずる。

第Ⅱ部「在地社会のなかのアイヌ集団」は、近世蝦夷地在地社会の実態を種々の史料から具体的に明らかにした個別実証論文を収める。

第6章「近世蝦夷地「場所」共同体をめぐって」は、近世蝦夷地の地域単位である「場所」におけるアイヌのあり様を、漁業や祭礼といった面から検討する。具体的には、安政（1854～60）期のソウヤ場所において、神社祭礼とイオマンテ（熊送り儀礼）が併存していたこと、幕末期のヨイチ場所における漁業に関する年中行事の中で、アイヌの儀礼と和人のそれとが併存していたことなどを明らかにする。これらのことから、近世の各「場所」におけるアイヌが、和人による種々の強制・影響を受けていたことは確かだが、それだけではなく、「自らの文化を保持した生産者集団」（157頁）としての姿を維持・展開していたことを強調する。

第7章「アイヌの「自分稼」」ではまず、①享保（1716～36）期を境として一般化する場所請負制下において、従来アイヌは、場所請負商人によって漁業や木材伐採の労働力として雇用され、不当に収奪されるだけの存在（時に「奴僕」と評される）として描かれることがしばしばあったこと、②しかしじつは、上記のような雇用によらず、みずからの力で漁業などを行い、和人との相対の交易で生活に必要な和製品を購入する生業形態＝「自分稼」が存在したこと、③この「自分稼」の一形態である「自分取出稼」は、場所請負商人の雇用によらない和人との相対の交易を前提とした遠隔地出漁であり、時期が終われば交易品清算を済ましたうえで、本拠に戻り、鮭漁も行うなど、アイヌによるとくに積極的な再生産活動の一端を示すものであったことなどを論じる。

つぎに、「自分稼」の実態を、場所請負商人によって、居住地から強制的に場所請負商人経営の漁場などに連れていかれ、そこで不利な条件で労働させられる、という「場所請負人の恣意的横暴を示す格好の事例」（183頁）とされてきたモンベツ領（「領」は「場所」の下位の地域単位）を対象に明らかにする。具体的には、場所請負商人と雇用関係を結ばず、積極的な「自分稼」を軸として生活を送っていたと考えられるアイヌが一定数いたことなどを究明する。そのうえで、「自分稼」は場所請負商人の利益と相反したのではなく、場所請負商人の場所経営の中に積極的に位置づけられていたものであり、そこにこそ「固有の技術・文化・儀礼を有した漁業生産者」（193頁）であったアイヌの力量を見て取れるのではないかと述べる。

第8章「近世アイヌの出稼サイクルとその成立過程」ではまず、前述したような場所請負商人によって漁場などに連行され、漁業に従事させられるというアイヌの姿は、蝦夷地を調査した松浦武四郎の報告によって描かれているものに過ぎないことを指摘し、一次史料による地域構造の研究が必要であることを述べる。そのうえで、幕末のソウヤ場所モンベツ領におけるアイヌの出稼サイクルの実態を、幕府御用所に集められた史料から明らかにする。具体的には、モンベツ領のアイヌのうち、ソウヤ方面に出稼ぎに行っていた者は青壮年者全体の約半数に過ぎなかったこと、前述の「自分取出稼」という場所請負商人の雇用によらないかたちでの遠隔地漁業が存在し、それに従事していたアイヌが一定数いたことなどを究明する。そのうえで、このような出稼サイクルがどのような歴史的経緯を踏まえて成立したのかを、場所請負商人の変遷なども踏まえて究明する。

第9章「アイヌの「自分取出稼」」は、モンベツ領内のアイヌを対象として、「自分取出稼」の実態を究明する。「自分取出稼」は、①領内での場所請負商人に雇用されての労働などよりも稼ぎの良い労働形態で、「モンベツ領内のアイヌにとって積極的価値を有したもの」（284頁）

であったこと、②「自分取出稼」には、持ち船が必須であり、そこに船主のアイヌの家族らが乗り込み、稼ぎを行っていたこと、おもな漁獲物としては、鮭や海鼠らであったことなどを明らかにする。

第Ⅲ部「在地社会のなかの宗教と信仰」は、近世蝦夷地在地社会のあり様を宗教・信仰の面から究明する。

第10章「宗教からみる近世蝦夷地在地社会」ではまず、蝦夷地においてはアイヌの宗教儀礼と和人のそれとが併存していたこと、和人的秩序を浸透させようとする「橋頭堡」として、幕府によって寺院が建立されていた一方で、場所請負商人をはじめとした和人による宗教儀礼・宗教施設も広がりを見せていたことなどを明らかにする。そのうえで、宗教の面から蝦夷地在地社会の特質を考える。

第11章「蝦夷三官寺と幕府の宗教政策」ではまず、ウス善光寺など、文化元（1804）年に創建された、いわゆる「蝦夷三官寺」が、幕府によって創建されたものであることを確認する。そのうえで、幕府が蝦夷地にいかなる宗教的秩序を設けようとしていたのかを、幕末の開港期における変化なども含めて論ずる。

第12章「幕末期、蝦夷地への寺院建立と開拓政策」は、幕末に蝦夷地に建てられた種々の仏教寺院（「幕末寺院群」）の建立過程などを検討し、その建立意図と、在地社会における実際の活動を考究する。具体的には、①これらの寺院は前述の蝦夷三官寺と違い、寺院側の要望により建立され、幕府からの経済的支援はほとんどなかったこと、②当時幕府が進めていた北蝦夷地などへの和人居住政策を成功させるためには、和人の葬祭を担う仏教寺院が必要であり、それが上記のような寺院側の要望を幕府が許可した理由であったことなどを明らかにする。

第13章「幕末期、蝦夷地への寺院建立と在地社会」では、西蝦夷地フルヒラ禅源寺を事例に、前述の幕末寺院群の建立過程と地域における受容の実像を論じる。禅源寺の建立以前から同地において和人居住のための宗教活動が行われ、観音堂と僧侶が存在していたこと、それらを引き継ぐかたちで禅源寺建立がなされ、地域の和人居住の宗教的希望（葬祭行為など）に添っていたことなどを具体的に明らかにする。そのうえで、蝦夷地の仏教寺院は、「実態としては寺号を公称し葬祭行為を行うものの、宗判権（佐藤註：ごく簡潔に言えば、寺請証文を書き記す権利）は持たないという、やや特殊な形態」（405頁）を有していたことなどを述べる。

第14章「練獲りの禰宜さん、考」は、幕末の第二次幕領期における社家の活動の実態を考究する。幕府による蝦夷地直轄化と規制緩和などによって、和人流入が急激に進んだ西蝦夷地南部において、仏事・神事に関する和人の需要が大きく高まる。その需要を満たすべく、松前地の伝統的な社家が西蝦夷地に入ったり、「出稼」として西蝦夷地に定着していった人物が「蝦夷地の出稼ぎ・永住の和人たちを背景に」（435頁）神職となったりする。以上のような事実を明らかにしたうえで、当該期の蝦夷地在地社会が「神職や医師といった専門知識を有する層を輩出し、還元し得る母体として機能していた」（437頁）ことなどを指摘する。

終章では、各部各章のまとめを行い、「近世蝦夷地在地社会それ自身の構造的特質の位置づけ」（443頁）について論じたうえで、今後の課題として、史料論などを挙げる。

各部各章の内容は以上のようなものである。近世蝦夷地在地社会における宗教や信仰のあり様の解明など、本論文の成果は多岐にわたるが、その中でもとくに、当該社会の再生産構造をさまざまな一次史料から精緻に明らかにした点は、特筆すべき成果といえる。本論文によってアイヌは、和人によって不当に収奪されるだけの存在ではなく、(もちろんそうした側面は十二分にありつつも)「自分稼」「自分取出稼」などみずからの再生産活動や種々の文化を自立的に維持・発展させてきた存在であったことなどが明確に実証された。

本論文ではさらに、これらの点を踏まえたうえで、アイヌと和人らが種々の関係を結びながら存在していた近世蝦夷地在地社会の姿とその変遷を、近世後期のロシアの蝦夷地接近や幕末における幕府の蝦夷地政策の変化など、政治史・対外関係史などと関連させながら、従来の研究よりも一層高いレベルで多角的かつ具体的に描き出している。

また、前述したように、本論文で研究素材化された史料・史料群は、今後の当該分野の研究にとって必要不可欠なものであるし、各所で示されている種々の課題や展望も研究を大きく発展させうるものである。本論文は、今後、当該分野を研究するうえで、必読のものといえる。

このような評価は、すでに学界での共通認識となっており、榎森進氏の「久しぶりに北方史関係の重厚な研究書の発刊をみた」(『日本歴史』875、2021年)という論評こそが、本論文の意義をもっともよく表している。欲をいえば、重複箇所をもう少し整理してほしかったが、それは本論文全体の評価を損なうものではない。

試問においては、研究の位置づけや展望、より詳細な史料の解釈、種々の事例の歴史的背景などについて、さまざまな議論がなされた。谷本氏の回答はいずれも明瞭かつ精確なものであり、今後の研究のさらなる発展を予感させた。

審査担当者4名は全員一致で谷本氏の当該学位申請論文は、博士(史学)を授与するにふさわしいものであると判断した。

論文審査主査	佐藤 雄介	准教授
	千葉 功	教授
	高埜 利彦	特別非常勤講師 (学習院大学名誉教授)
	鶴田 啓	特別非常勤講師 (東京大学史料編纂所教授)